

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成29年4月11日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成29年4月11日(火) 午前10時00分～午前11時31分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 服 部 孝 規
副 部 会 長 岡 本 公 秀
部 会 員 西 川 憲 行 高 島 真 新 秀 隆
会 長 中 村 嘉 孝
副 会 長 森 美 和 子
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 事 務 局 長 草 川 博 昭 議 事 調 査 室 長 渡 邊 靖 文
水 越 い づ み 高 野 利 人
- 6 案 件
1. 第45回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2017への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
(2) 長期欠席者への対応について
4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前10時00分 開 会

○部会長（服部孝規君） それでは、第46回議会改革推進会議検討部会を開会します。

それでは、まず第45回、2月21日の検討部会の確認事項についてということから入ります。
事務局、お願いします。

高野さん。

○議会議務局員（高野利人君） それでは、お手元の事項書をごらんください。

まず、第45回検討部会の確認事項についてということで、1つ目としまして、公聴会制度及び参考人制度について、それと請願者の説明機会についてということで、ご議論をいただいております。

このことにつきましては、請願者の説明機会については、参考人制度を用いるしかないということで、従前から議論をしていただいていたわけですが、前々回までに、例規関係についてはご協議していただきまして、案を固めていただいたということで、前回につきましては、請願者の趣旨説明に係るフロー、流れをご協議いただいております。そして、資料としましては、県内他の5市で実際にこの制度を運用しておられるわけですが、そこを参考にご説明させていただきまして、亀山市案ということでお示しをさせていただいて、決定をいただいております。

実際に亀山市案といたしましては、ご議論いただいた内容は請願の受け付けから付託、あと可否決定及び通知、あと請願審査、説明のタイミングということでご議論をいただいておりますが、まず上から順番に説明いたしますと、請願の受け付け、あと付託、これにつきましては従来どおり受け付けについては議案質疑の前日までということで、付託につきましては、議案質疑終了後ということで、所管の委員会に請願を付託ということで決定いただいております。

そして、可否の決定及び通知につきましては、付託後常任委員会開催までということで、1番といたしまして、請願者からの趣旨説明の意向がある場合、請願付託先の委員会は付託後会議を開催し、請願者による趣旨説明の可否を決定すると。2つ目といたしまして、委員会における趣旨説明の可否決定後、委員長は請願者の出席要請を議長に依頼する。3番目といたしまして、議長は請願者に趣旨説明の日時、場所等を通知し、出席を要請するというご確認をいただいております。

そして、最後に請願説明のタイミングということで、請願者の趣旨説明がある場合は、進行順序を変更し、委員会の最初で請願審査を行うこととし、審査の冒頭で説明を受けるということで、確認をいただいております。

前回は、このフロー、流れについてご確認をいただいたわけですが、それまでにご議論いただきました例規関係とあわせて、このことについては議会運営委員会で最終ご確認をいただくということで、検討部会の議論としては終了という形になっております。

続きまして、2番の機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてということでございます。

これにつきましては、正・副議長あるいは委員の任期について議論をしていくということですが、委員の任期については委員会構成に及ぶことから、一旦ちょっと置いておきまして、まず正・副議長の任期から議論を始めようということでございます。

前回、会派からの意見を伺ったりしましたが、再度、正・副議長の任期、2年ということを中心に会派へ持ち帰って議論をしてきてほしいということで、持ち越しという形になってございます。

続いて3番目の項目、長期欠席者への対応についてということでございます。

これにつきましては、前回、県内3市、県外3市合わせて6市の報酬等に関する条例をお示しさせていただきました。その中から鳥羽市さんがシンプルな形でされておるということで、それをたたき台にして、考えていってはどうかというご議論をいただいております。それと、尾鷲市さんが刑事事件に関する事項を入れ込んでおりましたので、その辺も参考にしていったらどうかということで、前回ご議論をいただいております。

前回の議論としてはそこまでございまして、今後具体的に亀山の案を作成していただくということで、確認をいただいております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） ありがとう。

今のが前回の確認事項ですが、思い出していただきましたでしょうか。

この内容について何かありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、2番目の議会改革白書2017への掲載内容の確認について。事務局、高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元に配付いたしました資料1をごらんください。

議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項ということでございます。

今回につきましては、1点でございます。

議会運営委員会で決定いただいた事項でございまして、これにつきましては3月10日の議会運営委員会の決定事項となっております。

内容につきましては、委員会の一般質問への市長の出席についてということで、この件につきましては、12月定例会で急遽、制度としては導入をさせていただきました。ただ、具体的な手法が決定されておりませんでしたので、3月定例会の一般質問までに具体的な手法を確定するというところで、この日に決定をいただいておりますという案件でございます。

内容をご説明させていただきますと、まず事前に出席を求める場合ということで、委員は、委員会における一般質問で市長の答弁を求めたい案件がある場合は、本会議の一般質問の最終日までに委員長に質問のテーマを伝え、委員長は、委員からの質問のテーマを議長に伝え、議長は、委員からの質問のテーマを市長に伝え、出席を求めるということになってございます。

続きまして、委員会中に出席を求める場合といたしまして、委員長は委員会中に委員から市長の答弁を求める要望が出された場合は、委員会に諮り、委員会で可決されたら、委員長は暫時休憩をとり、その旨を議長に伝え、議長から市長に出席を求めるということで決定をいただいております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） この確認決定事項、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ3番目、本日の議題に移ります。

1つ目が、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について。特に、正・副議長の任期の問題なんですけれども、まず事務局に説明をお願いします。

高野君。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元に配付しました資料2をごらんください。

検討課題45ということで、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてということ

でございます。

これにつきましては、先ほどと重複いたしますが、まず今現在亀山市議会につきましては、議長、副議長、監査委員の任期は申し合わせにより1年としていると。それと、常任委員会の委員は、委員会条例で1年としております。それにつきましては、1年では十分な議論ができやんということもございまして、2年任期にしてはどうかというようなことでご議論いただいております。

それで、まず常任委員会の任期につきましては、これも先ほどと重複いたしますが、委員会構成にもかかわってきますことから、まず正・副議長の任期について議論をしていきたいということでございます。

今までの対応内容といたしましては、県内市議会の正・副議長及び常任委員会の委員の任期について調査し、協議を行っております。前回につきましても、各会派からの意見も頂戴いたしましたが、2年任期をベースに再度議論してほしいということで、各会派の意見を賜りたいと思っております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） こんな経過で、前回2年でいいという会派もあれば、再任を妨げないという項があるんで、それを生かして実質2年できるということで、そのままいいんではないかという意見もありました。

私のほうから、とりあえず2年ということベースに会派でもう一度議論してほしいということでお願いをしたわけですが、その結果どんなふうな議論になったのかということ、まず各会派のほうから報告いただけたらと思います。

勇政さん。

○部会員（西川憲行君） うちの会派としては、2年でも別に構わないですということでした。

○部会長（服部孝規君） 次に、緑風会。

○部会員（高島 真君） 緑風でございます。

2年で構わないというようなニュアンスやったんですけど、2年をベースにして一遍考えてみたらどうだということは聞いてまいりました。

○部会長（服部孝規君） 新和会。

○副部会長（岡本公秀君） うち、現状のままでええと。1年でいいという意見です。

○部会長（服部孝規君） 公明さん。

○部会員（新 秀隆君） うちも2年で検討いただきたいということです。

○部会長（服部孝規君） 私のところも2年でということ。

どうでしょう。新和会さん以外は2年でもいいという意見になりますけど、どういうふうに進めましょうか。多数決で決める問題ではないと思う。

新和会さん、どういう点で現状でいいという。

岡本副部会長。

○副部会長（岡本公秀君） うち、やっぱり現実に議長というのはかなり多忙な話であって、それを2年間続けて取り組んでくると、ちょっと肉体的にもしんどいというような気も出てくるんじゃないかと。そうすると、なり手というのが非常に限定されるんじゃないかという話もあるわけですね。1年やったら何とかやりますけど、2年になってくるとちょっとごめんしてくれと。そういう人が余り出てくると、同じような人ばかりが議長でというの余り好ましくないし、だからある程度人

がかわっていくというのは、1年のほうがいいんじゃないかと、そういうのがベースになります。

○部会長（服部孝規君） どうですか、今の意見に対しては。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） 確かに、かなりの重労働といいますか、重責任でございますので、大変とは思いますが、今後の考え方でうちは2年でいかがでしょうという意見が出され、思うにはやはり議長でないといけないというところもあると思うんですけど、副議長も見えますし、委員会の委員長とかそういうところで、分散はなかなか難しいとは思いますが、それがやっぱり議会改革の一つではないかと思えます。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） 基本的に何でこういう意見になってきたかという、人が18人になって、経験者が多くなってきて、さあこれで次に新しい人というても人がいないということであって、先ほどの岡本議員の話でも議長というのはすごい多忙だと、激務やと思っていますので、落とすどころとして、2年で1年での辞任も妨げないとすればいいのでは。妨げないという言葉があれば、そこで2年してもらえばありがたいのかなあと。それに、そこで決まってしまうと、委員会構成とか委員長とかいろいろぱぱっと決められるのかなあと思いますがけれども、その辺のところをもう一度、新和会のほうも考えていただければなあと思えます。

○部会長（服部孝規君） 他に意見はありますか。

方法として、例えば1年でということをする場合に、2年と申し合わせを決めておいて、1年で辞任をすれば、当然議会はよほどのことがない限り了承しますんで、1年でおりることになる。だから、2年という申し合わせを持っておいても、法的には4年というものがあるんで、だから2年たって辞表を出さなければ、極端な話、3年でも4年でも別にやってもええわけやね。要は、議長が辞表を出す、出さないの問題に。

だから、それを申し合わせどおり2年たった時点で出すか、1年やってもうこれ以上大変やわと、もたないわということやったら、1年たった時点で辞表を出すかの形の私は違いだけやと思う。

その点でいうと、今のように再任を妨げないとしておいて、もう一年やるわというのはなかなか言いにくいんじゃないかと。おまえやりたいのかというような、やりたがりのようなふうにとられてしまうんで、せっかく意欲を持ってやろうという人がすんなりとできるようにするには、やっぱり2年としておいて、万が一非常に体調不良であるとかいろんなことで1年しかもたないと、1年でおろしてほしいということであれば、それは1年でおりることは辞表を出してもらえばできるんで、そういうふうにしておいたほうがいいんじゃないかなと思うやけどね、私はね。

だから、どっちにしても1年でやめる人は1年でやめられるわけや。申し合わせは2年にしても、現状のままにしても1年でやめるという人は1年で辞表を出せばやめられるという、そういう点は変わらない。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 今でも別に半年でもいいわけでしょう。変な話ですけど、体調不良やでという話だったら。

○部会長（服部孝規君） もちろん、議長が辞表を出した時点で、議会が承認するかどうかというのを諮るわけですわな、本会議で。そのときに、議会がいやあかんよと言えば別やけれども、了承すれ

ばそこで辞職は承認をされると。そうすると、議長選挙となる。そういうふうには考えられんのかな。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） その点で質問なんですけど、議長が2年ないし1年という任期を申し合わせしますと。だけど、辞表を出される場合は、当然現職の残任期間ということになりますよね。そうすると、2年の場合にしても1年で出される、あるいは半年で何らかの理由で出されたときの残任期間として次の議長を選んで、基本的には2年スパンで交代していくのかということだけ確認なんですけれども。

○部会長（服部孝規君） そうなると思う。2年で申し合わせして、1年で辞職をされた。次に選ばれた議長は、残任期間だけをやることになると思います。申し合わせが2年やから。渡邊さん、そうやね。

○議事調査室長（渡邊靖文君） そうですね。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） ただ、そうやけど、申し合わせやもんで法的根拠はないんで、そこから2年やってもろうても構わへんわけですよ、本来はね。

○部会長（服部孝規君） それをすると、次が1年になってしまうわな。その問題が生じてくる。森副会長。

○副会長（森 美和子君） やはり多忙は多忙です。辞表を出すことができるということであれば、私はできるのかなあと。ちょっと今の議会の中の状況を見てみると、若い人たちもどんどん入ってきてるので、大丈夫かな。新和会さんの不安な部分は、議長が今本当に多忙な中で、職をこなしていただいていますので、本当にそういうことはあるかと思いますが、できないということではないと思います。

○部会長（服部孝規君） それと、例えば議長の仕事をもう少し負担を軽減するようなことは考える余地はないですかね。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 副議長とどれだけ分担をするかですけどね。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） 行事とか、地元の議員が行くこともあるよね。

○部会長（服部孝規君） 結構あれも負担やね、挨拶。だから、それはそういうふうな、やっぱり2年にするなら議長の今の持つておる仕事を、ちょっとやっぱり軽減を図ることもあわせてやらんと、例えば今高島委員が言われたように、挨拶だけなら議長から預かってきましたんでと言うて、地元の議員が出るとかということも、やっぱり考えていく必要があるかもわからんね。

副会長。

○副会長（森 美和子君） 今でも地元の議員にお願いをするということは少しはやっているところもありますし、そうやっておっしゃっていただくと、常任委員会の委員長にその関連のところは行っていただくとか、精査することはできるかなあとと思います。

○部会長（服部孝規君） 全部議長やないとあかんということではないね。大きなというか、重要なものはやっぱり議長がやらなきゃならんけど、そうでないのも結構要請あってね。委員長を活用するというのはええかもわからんね。地元の議員というと、複数いたりするとちょっとややこしい話にな

るんで、やっぱりそれは常任委員会の委員長がええかもわからんね。副議長か常任委員会の委員長か。
高島委員。

○部会員（高島 真君） 相手は議長に来てと言っているのに、その辺の非礼があるのかなあととはちよっと思っけど。

○部会長（服部孝規君） それにんていってたら、結局全部出やんならん。

例えば夏祭りなんかでも、要請のあるところには行っておるけど、要請のないところに行っへん、実際。だから、要請があるかないかの話。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 議長宛てじゃなくて議会宛てに受けて誰が行くかというのを議長が采配するというルールをつくってしまえばいいのかなあと思っ。

○部会長（服部孝規君） そういう、ちよっといろいろ意見出してもろうたけど、やっぱり議長の負担が重いというところがネックには一つなっておるのは事実やでね。だから、負担の軽減もあわせてちよっと検討する必要はあるのかなあと思っます。軽減できる部分。

例えば、出てくるのは1日おきでええとかそういう話にはならんと思っので、それは無理やけれども、結構身近なところで挨拶とかいう。

それから、こういう委員会とかそんなんにも常時正・副出てもろうておるやんか。あれもどうなんやろ、どちらかというわけにいかんのやろか。

○部会員（西川憲行君） オブザーバーやで出やんでもええわけでしょ。

○部会長（服部孝規君） 出やんでもいい。

○部会員（高島 真君） 報告でええと思っよ。

○部会長（服部孝規君） その辺はどうなんやろな、渡邊室長。常任委員会に正・副議長が出るというのは。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 議長は、どの委員会でも発言ができますので、やっぱり議長は出ておいてはほしいと思っます。

○部会長（服部孝規君） どっちにしても、議会におるのやったら出席すればいいわね、議長室に座っておる必要はない。

議会に出てきておって、ここで常任委員会があって出ていないというのもおかしな話やわな。それはちよっと除いて、挨拶はもうちよっと精査してもいいように思える。

それじゃあ、どうしましょう。これ、やるとしたら改選後やで1年半後の話ですけれども、どんなふうにしましょうね。

ちよっと再度、それじゃあ新和会さん、申しわけないけれども、新和会さん以外の会派は2年ですよという話になったんやけれども、もう一度新和会として話できませんか。

副会長。

○副会長（森 美和子君） 一度、精査できる部分を事務局に精査、ここはもしかしたら常任委員長でもいいんじゃないかみたいところを、一度精査して、提出してもらおうということはどうでしょうか。

○部会長（服部孝規君） 軽減とあわせて。

○副会長（森 美和子君） ええ。これやったら委員長でもいいんじゃないかというようなことがど

れぐらいあるのか。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） それをもって、材料を持って、新和会さんも会派で話してもろうたほうのが、岡本さんも会派でしゃべられるのにはちょうどええと思う。

○部会長（服部孝規君） 次の検討部会の際にそれを、たたき台的なものでいいんやけどね、こんなものが考えられますよ程度のことでええんやけれども、事務局のほうでちょっとやっていただけますか。それを出していただいた上で、それを皆さんで確認をしていただいた上で、新和会さんのほうにもう一度、再度協議をお願いするという流れにしましょうか。

一応、2回の議論を通じて、2年の方向でずうっと動きつつあるんで、できるだけ全会一致にするためには、そういうどこがネックになっているかという問題を解決しながら、前へ進めたいというふうに思いますので、そんなことで、次回の検討部会までに事務局のほうで議長の負担軽減、今ちょっと挨拶の問題を上げましたけど、それ以外の問題で負担軽減できるようなものがあるんやったら、それも含めていただいて結構ですけれども、負担軽減策としてこういうものがあるというようなものが出せるのであれば、ちょっと出していただけると。そんな方向でよろしいか、議論の進め方として。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） できましたら、議長の仕事がありまして、それを副議長オーケー、委員長はだめというか、そういうふうなところまで、できたら、無理かな。

まず議長のAという仕事がありますと。このAの仕事は副議長と委員長でも行けますと。Bの仕事は副議長でしかちょっと無理やろうと。Cはもう議長でしか無理やろうという、こんな3本立てぐらいは無理なんでしょうか。

○部会長（服部孝規君） 議長、副議長の割り振りというのは、それはもう今まででもやってきておるんで、それは大体問題ないと思うんやけれども、それを正・副議長でなくして、委員長という形にするというのは、よほど正・副が何かほかのところに出なきゃならん、どうしても2人とも出られないという場合に、僕は委員長をやっていたときに回ってきたことがある。だから、そういう場合にしか委員長は行っていないんですけれども、それを議長がいても、副議長がいても、委員長に行ってもらうという、この程度の会合の挨拶なら委員長をお願いしたいという、そんな精査になると思うけど。

だから、正・副議長が都合つかないから委員長をお願いするというよりは……。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） そうですわ、確かに視察で見えたときに、ちょっと受け入れ側の挨拶で、たまに委員長、副委員長もおらんときには委員でもう僕もさせてもろうたことあるんですけど、そういうのも含めて、ちょっとマトリックス表じゃないけど、何かわかりやすくできたらお願いしたいなあと思う。

○部会長（服部孝規君） ただ、対外的に来てもらったときは、そりゃあ見える限りは出てもらわなあかんやろね。

ただ、市内のいろんな団体のいろんな行事にどこまで議長が出なきゃならんかという問題やな。

副会長。

○副会長（森 美和子君） 今までは、やっぱり議長名で来ますので、基本は議長なんですわ。重なると、おっしゃったように、じゃあここは議長が行かれて、ここは副議長が行って、ここは委員長が

行きましようかというふうに割り振りをするので、そうじゃなくて、一応来たけど、今後はこれは委員会の委員長にお願いをするというふうに整理をしたらいいということですよ。

○部会長（服部孝規君） そうやね。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今、議長がいろいろ委員で入っているのもあります。一応、議会からは委員を派遣しないということを決めておりますけれども、その中で前々から派遣しておる部分もあります。議長が委員となっておると、これはもう代理はあり得ない、もし欠席すると代理はないという。それ以外で、例えば総会とかイベントで挨拶に来てほしいと。これは幾らでも代理がきくと思えますので、その辺ちょっとすみ分けをして、ちょっとお示しをさせていただきたいと思えます。議長しかあかんもんがありますので。

○部会長（服部孝規君） そうやね、それはそれで絶対譲れんところやね。

議長という形で充て職になっている場合は、副議長でもかわりがきかんということやね。

現職の委員長さん見えるんやけど、どうですか。委員長のほうに例えばそういう、振っていくということは、委員長さんの仕事がふえるということやねんけど。その点については。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 僕、いろいろ委員長やで行ってくれというのもあったんですわ。卒業式にしても何にしても、行ってくれと。基本的に田舎ですので、田舎の行事やで地元の議員さんやで行ってくれというのも、多々今まであったんですけれども、それはほんの5分か10分の話であって、全然負担でもないし、議長みたいにずうっと流れてきておると負担ですけど、そこだけ議長名でおまえ言ってこいと言われるのは、さほど全然問題はありませんし。ただ、出した人は議長に来てくれと出すもんで、今後そういうところに対しては、議会が来てくれというように徹底しておかんと思えます。

○部会長（服部孝規君） 新委員。

○部会員（新 秀隆君） ぐっと変えるのは難しいと思うけど、そこは受けた事務局から、今回は議長行けやんもんでというような、そういうやりとりさえきちっとしておけば、お互い誤解はないし、運営上スムーズにいくんではないかと思うだけです。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） 新委員の言われることはわかるんです。1年やったらええんですわ。何たら祭りがあって、議長に来てくれと。そんなんやったら、きょうこの議員さんとか委員長さんに行ってもらいますわと。2年目に議長に来てくれと言うたときに、また委員長となってくると、招待している人に失礼よということ。周知徹底は必要やと思う。

○部会長（服部孝規君） ただ、この問題って本当に議長職の本当に一部の話やと思う、僕はな。重責という意味で言うと、ごく一部なんで、これが解決したら2年でもよろしいわという話では必ずしもないと思う。やっぱり、もっとそういう意味で言うと、例えば大きな問題が議会全体として取り組まなあかんときに、そりゃ議長は大変な労力をかけてもらわなあかんで、そういう重責度というのは変わらんでね。だから、挨拶は多少減っても、そのことでじゃあ重責でなくなるかということ、そうではないんで、それはほにわずかな部分をちょっといらう程度のことやで、重責であることについては変わらないというふうに考えたほうがええんやろうな。

だから、新和会さんのほうに提案はさせてもらいますけれども、それが大きな意味を占めて議論が前へ行くという話ではない。

岡本副部長。

○副部長（岡本公秀君） それは、先ほどから外部のいろんな団体に出向くことが、いろいろ言われておるけど、それもあるんやけれども、毎日ここへ基本的には詰めておるわね、土・日もあるし、そういうのはともかくとして、やはり議長として一番課題の軽重を問われるのは、対市長との関係、市議会全体をまとめていくというのが、これが本来の姿であって、外部にご挨拶というものは、これはつけ足しみたいなものやんか。だから、かわりでええという話になるんやけれども、そうすると、任期2年にすると、こんなことを言ったら失礼やけど、当てが外れたなあというか、そういうことが起きたときに、ええまたあの人と、これ1年間やで何とか辛抱できるけど、2年もあの方が議長ではええんかいということになってくると、そりゃ本人は全然そういうふうに思われておることをまるっきり思わんと、ええんやと思って一生懸命やっておるし、周辺から見ると、こんな人が2年もやってええのかいと思ってしまうようなことになってもそれは取り返しがつかへんやんか。

そういうふうな危険性というのは、1年やったらじっとこちらも我慢して、1年間この議長で仕方がないわ、我慢するわと。2年もやってもうたらどうすんのということになりかねん場合も、僕はあるかと思うんやね。

そうやでさ、服部委員長の言わはるさ、議会をまとめる、対市長との関係とかいう非常に肝心な部分でうまく仕切の方がやってもろうたら2年やってもろうても結構なんやけど、そうじゃなかったときに、議会として貧乏くじを引くような結果が2年も続くというのはまずいんじゃないのと思って。とって取り返しがつかんしね。そういうことをうちも多少は心配もするわけですよ。以上です。

○部長（服部孝規君） 当初思ったのは、4年間の任期の中で4人議長をつくるということは、岡本さんが言われるような人も議長になってしまわないかという思いがあったわけやね。4年間で2人なら、何とか2人ならそれ相応の人を選べるんやないかと。4人つくるとなると、18人のうち4人も議長にふさわしい人がおるといのは、なかなか考えづらいところがあって、だからそういう意味で、言われるように対市、それから市長、それから議会全体をまとめるということを考えると、やっぱりもう限られてくるわね。指を折れるぐらいの数にどうしてもなってくるよ。

だから、そういうふうにいくと、やっぱり数は減らさなあかんのかなと。4年間でできれば1人が一番いいやろうけれども、1人というのもちょっと酷な感じもするんで、最低でも2人ぐらいなら何とかという。そういう意味で2人制を。岡本さんの言う心配をできるだけ減らすために。

副会長。

○副会長（森 美和子君） 議長をやろうという決意をされる方は、やっぱりそれだけのものを持って、議長になっていただかないとあかんのかなと思います。

○部長（服部孝規君） 議会で投票してそこで選ばれるという議会全体の責任でもあるわけやで、その人を選んだという。

じゃあ、そんな、先ほど言ったような、多少のあれですけども、議長の仕事を少し軽減できる部分があるのかどうかということ、ちょっと事務局のほうで出していただいて、それをもとにまた新和会さんのほうで話してもらおうということによろしいか、流れとしては、何か納得していない。言うて、意見あったら。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 済みません、挨拶に行くのにかわってもらおうというのも、別にルールをつくらなくても、今市長もいろんなところへ挨拶へ行かれるけど、その時々で副市長が行ったり、担当部長が来たりとか、公務のかげんでやってみえるので、それは議長の代理を広く、委員長クラスまでは代理で出すよという程度で、これはあれせないかんとかと言わなくても、決めてあっても議長がたまにその期間、日程が詰まっておる月とか週とかはかわりに行ってという話ですけど、詰まっていない日やったら、別に議長がそのまま行けるんやで、新たにこの会合を議長があいておるのにわざわざ委員長が行かないかんと言うて、そこまでルール化する必要はないのかなあと。

だから、議長の都合で、本当に頼むときは委員長までは頼むよという最低限のルールでいいんじゃないかなあと。あとは、別に議長が幾ら忙しくても、いや俺が行くんやという議長やったら別に行けばいいだけの話でね、岡本さんが言われるのはそこやと思うんですよ。別に、行ける人やったら行けるけど、行けやん人がかわってと言うたときに、かわれるルールだけつくっておけばいいんじゃないかなあと僕は思います。

○部会長（服部孝規君） 確かに、挨拶を苦にしない人と、ああいうのが苦手な人というのが見えるんで、タイプがね。だからそれによって変わってくる。挨拶は幾らでもできるよという人と、挨拶かあという人とは全然違うんで、だから数が多くても苦にならない人となる人と。その辺は、西川委員が言われるように、これは議長です、これは委員長まで広げますと、そんななかなか難しいかもわからんね。だからそれよりは、考え方として、一応正・副が行くようになっているけれども、それを委員長まで広げますというふうな確認をさせてもらって、その上で軽減できる部分があったら委員長にまでお願いをするということでええかな。そうせんと、この挨拶は委員長とかそういうのは非常に決めにくい。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 言える環境だけつくっておいたらよろしいやんな、言うてもええよというルールだけつくっておいたらいい。

だって、例えば東京へ出張へ行って帰ってきた次の日、時間としてはあいておるけどえらいですよんか。せやけど、東京へ行って次の日やで頼むわなと言うときゃあ、気にせんと東京出張へ行って帰ってこれるということになりますやん。それだけだと思うんですわ、軽減という。

（発言する者あり）

○部会員（西川憲行君） 資料まで出してもらわんでも僕はええと思う。

○部会長（服部孝規君） そう、出してもらわんでも、そういうことを含んだ上で、議長職の軽減ということも考えていかなあかんとかということで行くということによろしいか。その点は合意できますか。今でもそれは一部やっておるんでね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） それを明文化というかルール化というか、全員の中で示すと。何であれが行っておるのやと言われやんようにするだけやな。

○部会長（服部孝規君） せやで委員長やね。地元の議員というのものもある。

委員長もしくは地元の議員ということでしておこうか。

夏祭りなんて、どこの委員長が行くかってあらへんな。所管の委員長ってあらへんちゃう、夏祭り

って。

副会長。

○副会長（森 美和子君） 結構、物すごく呼んでくださる地域と、全く要請の来ない地域もありますし、だから本当にばらばらというか、ありますね。

それと、地元の議員がいない地域もありますよね。

○部会長（服部孝規君） 神辺、川崎、白川、小学校区ってこれだけか。

だから、そういう地域はやっぱり地元の議員という場合に困るわな。

それじゃあ、そんな議長の一部重責の軽減という意味で、委員長もしくは地元の議員にも挨拶なんかはお願いをするようなことも入れて、もう一度それじゃあ新和会さん、再度議論いただけますか。

○副部会長（岡本公秀君） はい、了解。

○部会長（服部孝規君） じゃあ、次に移りたいと思います。

もちろん、先ほど言ったように、1年でどうしても無理やという場合は、辞表を出してもらったということで、あとはそれを議会が承認するか、そんな理由で承認できるかということにならない限りは、オーケーと。

それから、次の長期欠席者への対応についてという項に入りたいと思います。

これについては、まず事務局のほうから。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元に配付いたしました資料3、検討課題カルテをごらんください。

検討課題29、長期欠席者への対応ということで、こちらにつきましては、前回に引き続きご協議をいただくということで、改正点はございませんので、ごらんおきいただきたいと思います。

続いて、お手元A3になりますけれども、資料3-1をごらんください。

これにつきましては、先ほど説明もさせていただきましたが、前回の部会におきまして、鳥羽市をベースに、あと尾鷲市の6条以降になりますけれども、刑事事件に関する事項、これなんかも取り入れられるのではないかというような話がございましたので、一番左、鳥羽市を1条から7条まで、それと中央に尾鷲市の条例を1条から14条までということで、それぞれ項目、趣旨から委任まで併記する形でお示しをさせていただいております。

ですので、この条項ごとにちょっとごらんいただきまして、亀山市案ということでご議論をいただけるかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○部会長（服部孝規君） こういう方式は、いわゆる議会の基本条例を制定するときに、たしか流山とか伊豆のほうやったか、3つか4つの市の基本条例をずらっと並べて、その中で取捨選択をして、亀山の条例をつくったというやり方をしたんです。それによく似た形で、たたき台がないと一から文章をつくるというのは大変な作業になるんで、こういうふうな形でとりあえず2つの市のものを掲げて、1項目ずつ、例えば1条は趣旨、2条は定義、3条は議員報酬の減額というふうにずうっとそれぞれ項目別になっていますので、1つずつやっっていこうかなあと。

例えば鳥羽市のこの趣旨のところ、第1条、この条例は、鳥羽市の議会の議員（以下「議員」という）が鳥羽市議会（以下「議会」という）の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものとするというのが、鳥羽市の趣旨です。

尾鷲市は、この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、尾鷲市議会議員が議員の職責及び議会への市民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものとする。

つまり、違いはこの議員の職責及び議会への市民への信頼の確保に鑑みという言葉が入っているか、入っていないかというのが一つやと思うんやね。

それからもう一つは、長期間欠席した場合というのが鳥羽市は入っているんやけれども、ここはそういう具体的な書き方していないのね、議員の職責及び議会の市民の信頼に反した場合という、非常にこれはわかりづらい趣旨やろうなあと思うね。

だから、鳥羽市のように長期間欠席した場合にどうするかということを決めているんやということを書いたほうがわかりよいやろうね、これね。それでも、刑事事件でも長期間欠席ということにはなるかもわからんでね、どんな理由にせよ。この辺はどうですかね。

岡本副部長。

○副部長（岡本公秀君） この尾鷲の場合は、刑事事件にかかわった場合があるけど、刑事事件でも、例えば拘置所へ入れられて、処分保留という形でも二月、三月と閉じ込められる場合もあるし、そうじゃなくて在宅におって在宅起訴とかいろんなパターンがあるんで、両方、市民から見たら刑事事件に関与したという目で見られるんやでき、そこら辺は尾鷲のほうが事細かに書いてはあるなあと思うんやけれども、ちょっとそれ、刑事事件に関与しても、ちょっと人によって違くと、案外細かく規定せなあかん場合があるんかなと思いますけどね。

○部長（服部孝規君） ほかに意見ありますか。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 前回のときにこの話になりまして、僕あるところでその話の意見を伺ってきたんです。その中で話であって、刑事事件は今は被疑者とかそういうのは警察の用語であって、ただの容疑者、裁判を受けておる容疑者であって、受刑者ではない。そりゃあ市民感情はどうかと問われればあれなんですけれども、よしんば僕は受刑者じゃなくて容疑者になって、これで報酬をとめますよと。とめられました。だけど、僕は何もしてないやんかと言ったときに、それで出てきました。そしたら、今までとめた分を弁償せいとなって、それを法的な立場に立って裁判にでもなれば、それは全額弁償せなあかん話であって、受刑者と容疑者との区別もなけりゃあ人権もないのかという話を伺いました、僕は。それは弁護士さんの話なんですけれども、その容疑者というのは、ただの警察から見て容疑であって、全然違くと。そりゃあ市民から見たらもう一緒くたになってくるのかなあと思うんですけども、そこで報酬をとめるなり何なりをするのは、それは裁判になったときにはもう100%負けの話であってという話は聞いてきました。

○部長（服部孝規君） この前に出してもらった県外の市のものを見ると、例えば西脇市とか、それから札幌市、幾つか出してもらったんやけれども、やっぱり尾鷲のような書き方をしているところが多いわね。1つは理由としては、桑名もそうやね、桑名も議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑みというふうで、鑑み長期間欠席した場合におけるという表現にしてある。

それから西脇は、議員の職責及び議会の住民の信頼の確保に鑑み、ここはいわゆる反した場合というこの尾鷲と同じ書き方がしてある。結構こういう書き方って多いように思います。鳥羽の場合は、この刑事事件の問題が省いてあるように、本当に長期欠席したということだけでつくったような条例

のような気がするんです。だから、そういう点では非常にすっきりはしておるんやけれども、どうな
んかなと。ほかの事例が出たときにどうなんかなというのはあるんですけどね。この辺の違いって事
務局、わかりますか。

高野君。

○議会事務局員（高野利人君） たしか、前回お話をさせていただいたと思うんですが、鳥羽市さん
につきましては病気の議員さんがお見えになって、それに即座に対応せなあかんということで、つく
られたという経緯があったと思います。ですので、その辺は考慮されていないのかなあというところ
でございます。

○部会長（服部孝規君） 今説明あったように、これは多分、幾つか前回出してもらった市を見ると、大半がこういう書き方、尾鷲市のような表現の仕方をしてあるので、これが多いんだろうという
ふうには思います。

わかりづらいのはわかりづらいよね。この議員の職責及び議会への市民の信頼に反した場合という。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） これについての定義というのではないんやろね。これに関する定義。

だから、亀山市の案をつくるとしたら、この議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑みとい
うのを入れるか入れやんかやで。それで長期間欠席した場合とするのか、これに反した場合とするの
か、この選択肢は2つ、その違いだけやと思いますね、これ、鳥羽と尾鷲の違いは。その点について
皆さん、絞って意見を。

まずは、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、これをぼんと頭で入れるのか入れない
のか。

それから2つ目は、長期間欠席した場合というふうに言うのか、それとも職責何々に反した場合と
いう。だから、前置きが生きてくるわけやね、これね。それを鑑みてこういうのに反した場合はとい
うことになるんやと思うな。その点について、意見をいただけると。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） 尾鷲の場合でいうと、次のページの6条のところに、刑事事件等云々とこ
う書いてある言葉を持つてくるならば、やっぱり尾鷲のこの第1条のような形、ここまでは言わんけ
どさっき部会長がおっしゃられた形は必要ではないかなとは思いますが。

○部会長（服部孝規君） ほかの委員さん、どうですか。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 3条を見ると、尾鷲市は議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き
続き長期間休止と。それに対して鳥羽市は、議会の会議等を長期間欠席と。もう既にここで議員活動
と、会議に出てくるか出てこんかというところではっきり分かれておるわけですよ。

我々が今目指しておるのは、議会の会議等の欠席という部分、ここをまず今言うておると思うん
ですよ。議員活動の長期間休止となると、ちょっとどこまでという定義が厳しいのかなあと。僕はせや
で、それを鑑みんと逆に前の第1条で議会への市民の信頼の確保とか、信頼に反した場合というのは、
ちょっと曖昧になってくるのかなあと。

うちは、政治倫理委員会に諮るという部分がありますので、政治倫理委員会の部分と切り離しても、
これはあくまで欠席なんやと。その欠席の事由云々というのは後で出てくると思うんですけども、

あくまでも議会へ出てこない、何か月間かという基準もこれから決めると思うんですけど、その間に出てこなかった場合の処分としてどうするんやと。その後の、例えば刑事訴追されたときとか、そういういろいろなものがあつたときは、それはやっぱり倫理委員会に諮るとというのが今もあると思うんで、その辺で分けて考えていいんじゃないかなあと思うんですけども。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） この辺っていろんな解釈ができてきて、いろんな方向性に飛んでいってしまうことはありますので、一度株式会社ぎょうせいに聞いてみるのが一番かと思います。

○部会長（服部孝規君） いや、それやとにも戻ってしまう。株式会社ぎょうせいのほうからあれを受けて、こういうふうに進んできておるやつやでさ。

高島委員。

○部会員（高島 真君） ずうっと見ておると、被告と書いてある、どんだけでも訴えられたほうはみんな被告になるわけやでさ、ええも悪いも判決が出るまでは訴えられりゃあ被告になるわけやし、この尾鷲市の書き方、すごい乱暴やなあと思いつつも僕は読んでおるんです。

○部会長（服部孝規君） その点に関しては、例えば亀山市の案ができた段階で、必要とあれば総務法制室であるとか、ぎょうせいであるとかそういうところにこれを見てもらうということは可能やと思う。ただ、我々として、この検討部会としてこういう案でどうやというのをまずまとめるというのをまずしたいと。それについて、いろんな条例をつくる上での問題とか、いろんな問題点はその案の中には出てくるかもわかりません。それについては、また別途やらんとあかんというふうには思いません。そこまで我々がようせんやろうと、そんなところまで踏み込んでとはということで、とりあえずつくるということをまず、たたき台をつくと。

今ちょっと思ったのは、やっぱりこれ全体を通してやってからやったほうがよさそうやね。関連があるもんで、趣旨だけ話をしておっても、ほかの条項との絡みがあつてこういう趣旨になっているという部分もあるんで、ちょっと先に行きます。

定義のところは、鳥羽市は第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 議会の会議等。議会の本会議、鳥羽市議会委員会条例の規定により設置された委員会並びに鳥羽市議会会議規則163条に規定する協議会等の場をいう。

(2) は、公務上の災害等、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により認定された公務上の災害等をいう。

2つですよ、議会の会議等というのと、それから公務上の災害という2つの定義。

それから尾鷲のほうは、市議会の会議等。尾鷲市議会の定例会及び臨時会の本会議並びに尾鷲市議会委員会条例に基づき設置された委員会及び全員協議会をいう。

それから(2)は、公務上の災害等。尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき認定された公務上の災害。

(2)はほとんど変わらない。(1)のほうがちよっと、尾鷲のほう全員協議会まで具体的に上げてあるけど、ここでやれば、規定された委員会並びに鳥羽市議会会議規則に規定する協議等の場というところで全部含まれるんやろうね。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） うちの会議規則でいきますと、この協議の場となりますと、代表者会議を除く全ての会議になります。

○部会長（服部孝規君） 具体的に並べなくても含まれるということやね。だから、これは別に鳥羽市でも、尾鷲でも余り変わりがないということやね。

それから、3条読みます。

議員報酬、これは減額の率とか、それからそういう理由なんやけど、鳥羽市は、議員が疾病その他の事由により、議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬はという、そういう決め方をしておるのね。それは、日数何日の場合はどれだけというような書き方がしてあります。

それから尾鷲の場合は、議員が自己都合、これ自己都合というのはちょっとよそにない書き方なんやけれども、疾病等により議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬はと。ここは議会の会議の出席というよりももっと広い、議員活動を引き続き長期間休止したとき。こういう言い方になっておる。そういう場合には報酬を減らしますよという書き方。この割合はそれぞれ違うんで、これはちょっと置いておきますけれども、この2つが違いかなあと。

それから、次行きます。

期末手当の減額。これは第4条で、鳥羽は、6月1日及び12月1日の前日から六月前までの間に、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当から当該期末手当に減額割合を乗じて得た額を減じた額とすると。

2. 前項の規定により期末手当を減額支給する場合で基準日の前日から六月前までの間の議員報酬の減額割合が異なるときは、高いほうの減額割合を適用するというのが鳥羽市です。

それから尾鷲市は、5月31日及び11月30日、これは基準日の前日ということやね、を基準として支給される、これは何でやろ、どれを基準日としておるんやろ、ここは。どこでも一緒ではないの。

○部会員（西川憲行君） これ、一緒ですに。だって6月1日の前日からと書いてありますやん、鳥羽は。6月1日の前日からやで、こっちは5月31日やで、表現の違いだけで同じ日です。

○部会長（服部孝規君） 一緒のことか。いわゆる基準日というのは、6月1日と12月1日なの。その基準日現在に在籍しておったら期末手当はもらえるという制度やもんで、それは6月1日に籍があればもらえるというやつやんな。

もう一遍、尾鷲へ戻ります。

5月31日及び11月30日を基準日として支給される期末手当のそれぞれの算定期間において、議員報酬の支給が減額された月があるときの期末手当の額は、それぞれの算定期間における議員活動ができない期間に応じて、次の表に定める割合を乗じた額とする。議員活動ができない期間、割合、こういう書き方にしてあるわな。やっぱり議員活動ができない期間というのが、ここがちょっと特色やわね、これ。

適用除外は、これはもうほぼ一緒なんで、2枚目に行って、この尾鷲市のほうは、支給停止から減額、停止及び不支給の効力、ここまでは尾鷲市のみの規定です。

それで、疑義の決定というところは両方ありまして、第6条、鳥羽市のほうは、この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

それから尾鷲市は、この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が決定するものとする。

2. 議長は、前項の決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申。だから、一緒やね、これは一緒ですわ。

委任。この条例に定めるもののほかは議長が別に定める。これも一緒やね。

ということで、大きくはこういう違いかなと。

ちょっと、休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時17分 再開

○部会長（服部孝規君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

いろいろと意見を出していただいた中で、はっきりしてきたのは、鳥羽市はもうとにかく目の前に長期欠席議員がおったということで、早急にこれをつくらなならんということで、最低限のところをつくったというような、やっぱり経緯がよくわかる内容になっています。

この刑事事件の問題もこの一例だけで決めるのはちょっと無理があるかなあという気がしますので、きょう議論いただいたところは、それなりに意義があったと思うんですけども、あと2市、ちょっと県外になるかもわかりませんが、2市つけて4市をちょっと並べて比較をして、こういうような比較表で議論をしてみたいなと思いますが、どうですか。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） まず、この中で問題なのは刑事事件を入れるか入れやんかという部分があると思うんですけども、鳥羽市の場合、言われたように急いでつukらないかんという意味もあったと思うんですけど、でもここで言うようにこれは議会に対する長期間の欠席という、もうはっきりしていますわね。理由も病気かその他で、言うたら全部含んでおるわけですわな、理由はともかく議会に顔を出さんだらもう減額しますよという規定ですわ。だけど、こっちの刑事事件云々まで入れてしまうと、今度は細かくなりすぎて、これは当たるのか当たらんのかとか、あるいは議員活動ということになれば、例えば逮捕されて勾留されておっても、手紙一本議会に送って、私はこういう意見ですとかいうのをやれば、それは議員活動に当たるとかいう話も出てきますよね。

せやで、やっぱり今僕らが決めるべきは、長期欠席をどうするかということに絞って、シンプルにつくっておいて、包括できると。それを後々解釈して行って、政治倫理委員会に諮るとか、あるいは全員協議会の中でどうしようかという必要があって、かけていく方向で、あくまでも議会に出てこなかった人に対する報酬をどうするかということに絞って議論をしていったほうがいいんじゃないかなあと思うんですけども、いかがですか。

○部会長（服部孝規君） いずれにしても、そういう方向もありやと思うんですけども、それも議論していただく上であと2つ見ながら、それを議論していきたい。

だから最終、鳥羽市のようなスタイルになるかもわかりません。西川委員が言われるように。そのほうが合意が得やすいし、すっきりしているという場合も当然あるんで、何も必ずしも刑事事件を含まなきゃならんということにはなっていないんで、そこのところは判断してもらえばいいんですけど、ただきょうの時点で言えるのは、やっぱりまだ2つだけで亀山市のを決めるにはちょっと無理があらへんかなということで、あと2市ぐらいちょっとピックアップ、前にしてもらったのもありますので、この中から2市つけて、比較対照しながらやるということで、次回進めていきたいと思いますが、そういう進め方でよろしいか。

(「はい」の声あり)

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、そんなことで、今回はあと2つつけて、比較対照しながら1項目ずつの検討をしていきたいというふうに思います。

それじゃあ、最後のその他の項に入ります。

これについては、予算決算委員会の理事会のときに議論になったらいいんですけども、岡本副部会長が出てみえましたんであれやけれども、集中審査の問題について、駅前の問題の集中審査のことについて、時間の問題が議論に出されたということなんですけれども、最終的に検討部会のほうでやってもらったらどうやという話が出たということで、これ聞いておるんやけれども、その点の経緯をちょっと、岡本副部会長。

○副部会長（岡本公秀君） これは、3月議会の予算決算委員会の最終でしたかね、駅前の集中審査において、1人、あのときは20分でしたかね、を全員に配給してやるという話のときに、自分の会派の中でやらない人間がいた場合に、その時間をやる人に上乘せできないか、上乘せしてくれという話があったわけですね。それを諮った結果、もうそれはなしやと、上乘せはしないと、会派内から1人、2人やなくてもというふうに決まったんですが、そのときはね。だけどこのことをこの検討部会で、やらない人間の時間を上乘せという問題を一回審議してくれというような要請がありまして、こうなっておるということでございます。

○部会長（服部孝規君） この件については、検討課題に上げていません。というのは、基本的に予算決算委員会の中で、議員の質疑時間は決めるべきものであって、検討部会が予算決算委員会の中の1人当たりの時間をどうするかということを決める立場にはないというふうに私は思いますので、この問題に関しては、やっぱり予算決算委員会ないしは、予算決算委員会の理事会で相談していただいて決めていただくことになるんだろうというふうに思います。

例えば3つの常任委員会の質疑やとかそういう問題を検討部会でこういうふうに質疑時間はしますよとやるというのは、これはやっぱり越権やと思うんですよ。やっぱりそれぞれ常任委員会があって、そこには委員長がおって、そこはちゃんと采配を振るっているわけで、やっぱりそこがやるべき問題やろうというふうに思いますので、この検討部会が議論する課題ではないというふうに私は判断しますので、あえて検討課題には上げなかったという。そのことで、もう一度理事会のほうへ戻すということでご理解いただければ、そういうふうにしたいと。

検討部会って、何でもかんでも引き受けてやるわけやないんでね。例えば議員の質問時間をどういうふうに考えるかとかという、その大もとの問題、これはやっぱり議論したらいいと思うんやけれども、1つの委員会の1日の質問時間をどうするかという話は、これはやっぱりその委員会で考えてもらえばいい話やと思うんでね。

岡本副部会長。

○副部会長（岡本公秀君） 当日は、予算決算委員会の理事会で、この予算決算委員会の委員長は前田耕一さんやんか。あの人が仕切っておったわけですが、その場でもそういうふうな時間の、質問をやらない人の分を上乘せするということは却下されたわけですね。だけど、まだ、いやいややっぱりこの検討部会で一回してもろうたらどうやという意見があって、こちらへ回ってきたわけで。だから、それを差し戻すんやったら、それで構わんと思うし、予算決算委員会の理事会をまた開くときに、その場で決めるのが本来の権限のことやったら、それはそれでええと思いますよ。

○部会長（服部孝規君） せやで、あくまでも検討部会が議論をして方向性を出す問題ではないという、あくまでもこれは予算決算委員会なり、予算決算委員会の理事会が議論して決めることであるということで、我々はこの問題を検討しないということで。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 今話を聞きますと、理事会で委員長はあかんというか、否決をされたんやで、それ以上こちらも口を挟むあれではないと。そちらの委員長から部会長に対して、そういう申し出があれば議論する余地がありますけれども、そこの中であかんと言われてこっちでやって、また答えをひねって出すというのはおかしくなってしまうので、それは何もなしで差し戻すべきやと僕は思います。

○部会長（服部孝規君） たとえ委員長からそういう要請があっても、私は受けるべき課題ではないと思う。検討部会のテーマにすべき課題ではないだろうという。議会全体として、例えば質問時間を公平にするにはどういうあれがあるのかというような、大きな問題なら検討部会がかかわってもいいと思うんやけれども、やっぱり1つの委員会の中の時間の割り振りについては、やっぱりその委員会で決めていただくということにしたいと思います。

例えばこれから先、議員1人当たりの議案質疑の時間をどうするかとか、一般質問の時間をどうするかとかいう議論になってきたときには、それなりにたたき台を我々が検討することはあり得ると思う。それは、そういうことをやったとしても、それもまた議会運営委員会が最終的には決定することであって、我々は例えば過去のデータを調べて、時間がこれだけ余っているんやったら、じゃあこれだけふやせるやないかとか、いっぱいいっぱいやからこれはもういらいようがないとかね。そういうことを検討することは可能やけれども、それ以上のことはやっぱり無理やということを思います。検討課題としてはふさわしくないということで、返答したいと思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それでは、そんなことでいきたいと思います。

それじゃあ、次回5月の日程を相談させてほしいんですけども。5月9、10ぐらい、いかがですか。

（日程調整）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、9日でよろしいか。5月9日火曜日10時からということで。

このときに、長期欠席者の問題について4市を並べた形の資料を出させてもらうのと、それから2年をベースにということについて、新和会さんにそれをしてもらって、それを受けてやりたいということ。

じゃあ、そんなことでいきたいと思います。どうもありがとうございました。終わりたいと思います。

午前11時31分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 29 年 4 月 11 日

議会改革推進会議検討部会長 服部孝規